

令和8年3月3日

市内障害福祉サービス事業所 各位

豊橋市長 長坂 尚登
(公 印 省 略)

介護給付費等における過誤申立について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

介護給付費等につきましては、既に支払済の請求情報に誤りがあることが判明した場合や、受給者台帳の修正に伴い給付実績の内容に誤りが発生した場合には、支給決定をした市町村に対して障害福祉サービス事業所より過誤申立をしていただくことになっており、申立を受けた市町村は愛知県国保連合会に対して過誤申立情報を期限までに遅滞なく提出するよう定められております。

つきましては、過誤申立を行う際には、過誤申立の円滑かつ適正な処理のため、下記のとおり豊橋市へ過誤申立をするようお願いいたします。

なお、提出締切日に間に合わなかった過誤申立につきましては、翌月分の処理となりますのであらかじめご承知おきください。

記

1 過誤申立の提出締切日

受付年月	過誤申立の提出締切日
令和8年4月	令和8年4月8日（水）【必着】
令和8年5月	令和8年5月1日（金）【必着】
令和8年6月	令和8年6月8日（月）【必着】
令和8年7月	令和8年7月8日（水）【必着】
令和8年8月	令和8年8月6日（木）【必着】
令和8年9月	令和8年9月8日（火）【必着】
令和8年10月	令和8年10月7日（水）【必着】
令和8年11月	令和8年11月6日（金）【必着】
令和8年12月	令和8年12月8日（火）【必着】
令和9年1月	令和9年1月6日（水）【必着】
令和9年2月	令和9年2月8日（月）【必着】
令和9年3月	令和9年3月8日（月）【必着】

※申立数が50件以上の場合は、上記の提出締切日の前々営業日迄に提出してください。

2 提出書類

- ①過誤申立書(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)(児童福祉法)
- ②過誤申立内訳書

3 提出方法

電子メールにて提出

4 その他

過誤申立時に国保連に対する再請求処理を忘れてしまい、国保連からの請求額(過誤額と当月給付費の差引額がマイナスの場合)に対応できないという相談が市へ寄せられることがあります。その場合には、市で対応できない場合がありますので、過誤申立及び再請求をされる場合は、必ず再請求処理を忘れないようにご注意ください。

また、近年障害福祉サービス事業所の請求誤りによる過誤申立件数が非常に多くなっており、通常の審査業務に支障をきたしている状況となっております。請求事務におかれましては、実績記録等を十分確認のうえ、請求内容に誤りのないよう、よろしくお願いいたします。

豊橋市役所 福祉部 障害福祉課
福祉サービスグループ 担当 大林
TEL : 0532-51-2697
FAX : 0532-56-5134
E-mail: shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp